

## 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

第21条の2第1項中「、第8条の2」を削る。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

国及び県の他の職員の給与の状況を考慮し、再任用職員に単身赴任手当を支給するとともに、管理職員特別勤務手当の対象を広げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。